

〔制作者のみなさまへ〕 -必ずお読みください-

1. 支援依頼にあたり、制作現場の責任者、本市との交渉担当者を定め、明確にしてください。
2. 撮影にあたっては、施設等の管理者と事前に十分協議を行ってください。
また、撮影に際して、施設等の管理者から指示や諸条件があった場合には、それらを遵守してください。
3. 撮影等に際し、交通の遮断、騒音、夜間照明等により現場周辺の住民生活に支障が生じる場合には、事前に地域住民への説明と協力依頼を行うようにしてください。
4. 撮影等の中止及び予定日時や内容等に変更が生じた場合、速やかに、施設等の管理者または撮影協力者等に報告するとともに、併せて、本市にも連絡をお願いいたします。
5. 撮影等に際しては、事故・トラブル等が発生しないよう十分注意してください。万が一、事故・トラブル等が発生した場合は、制作者の責任で速やかに適切な処置を講じてください。また、故意または過失により第三者、施設、物品等に損害を与えた場合には、損害を賠償するなど速やかに対応してください。
6. 撮影などに必要な業者の紹介を受けた場合、契約は依頼者が自己の責任で行い遵守してください。また、費用などについては直接交渉をお願いします。
7. 撮影等の中止及び予定日時や内容等に変更が生じる場合には、速やかに、施設等の管理者または撮影協力者等に報告するとともに、併せて、本市にも連絡をお願いいたします。
8. 錦帯橋付近上空での無人航空機利用については、国土交通省での許可とは別に申請が必要となりますので、ご相談ください。
9. 撮影支援記録用として、ロケ風景を撮影した写真の提供にご協力をお願いいたします。
作品の広報に使用させていただく場合があります。
10. 撮影終了後は使用した施設等の原状回復や清掃をお願いいたします。
11. 制作者のご要望にお応えできるようにご協力させていただきますが、場合によっては皆様のご要望に充分にお応えできないことがありますので予めご了承ください。
12. 撮影支援を依頼される場合には、所定の撮影支援依頼書に必要事項をご記入のうえ、下記の窓口へ郵送または、FAX、メールにてご提出ください。